

事 務 連 絡
平成30年9月25日

各 都 道 府 県 専 修 学 校 所 管 課
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 専 修 学 校 所 管 課 御 中

文部科学省初等中等教育局教職員課

平成30年度教職課程認定等に関する事務担当者説明会の開催及び
教職課程の設置予定等調査について（周知依頼）

平成31年度より、大学制度の中に実践的な職業教育に重点を置いた仕組みとして、新たに「専門職大学」「専門職短期大学」が創設されることとなりました。大学（短期大学を含む）において幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭の教員免許状授与の所要資格を得させるための課程を設置するためには、大学の設置認可とは別に、文部科学大臣が大学の課程を適当と認める（課程認定）必要があります。課程認定に当たっては、開設の前々年度（平成32年度開設の場合、平成30年度）に、文部科学大臣に対して認定の申請を行う必要があります。

このたび、教職課程認定の事務手続に係る認定基準等の内容・申請書類作成の注意点や中央教育審議会における審議状況及び近年の制度改正についての周知を目的として、別添事務連絡のとおり説明会を開催します。併せて、平成32年度から平成33年度までにおける教職課程の設置予定等について別添事務連絡のとおり調査を行います。

当該説明会及び調査は、専門職大学又は専門職短期大学の設置を検討している法人のうち、教職課程の設置を検討中の者も対象としております。

については、所管の専門課程を置く専修学校に対し、本件について周知いただき、別添事務連絡に基づく説明会の参加対象となる法人がある場合は、調査及び説明会の参加希望について回答いただくよう、お取り計らい願います。希望がない場合、回答は不要です。

なお、回答は各法人から当省へ直接提出いただいて差し支えない旨、申し添えます。

留意事項 本説明会は、教職課程認定に関する説明会であり、大学の設置認可や、専門職大学制度についての説明は行いません（当該制度については、それぞれの制度の担当へ別途お問い合わせください）。

【本件担当】
教職員課教員免許企画室 免許係
T E L : 03-5253-4111 (内線2451)
e-mail : shukei@mext. go. jp